

〒110-0002 東京都台東区上野桜木1-7-5ハウス上野の山206

Tel : 03-5815-8911 / Fax : 03-5815-8912

E-mail: : shoji-m@mtj.biglobe.ne.jp

URL : <http://www.5e.biglobe.ne.jp/~syoji/>

令和5年 協会けんぽ健康保険料率が決定(介護保険料率は引き上げ)

令和5年2月8日、協会けんぽから令和5年の健康保険料率が発表されました。都道府県により料率は異なりますが、全国平均は引き続き10%(労使合計分)を維持しています(介護保険料率は引き上げ)。

なお、首都圏(東京、神奈川、埼玉、千葉)の健康保険料率はいずれも引き上げられています。

また、子ども・子育て拠出金(旧:児童手当拠出金)は児童手当等に必要の費用として、事業主が全額を負担し、厚生年金保険の保険料とともに徴収され、ここ数年にわたり毎年、拠出金率が引き上げられていましたが、令和5年については昨年同様に0.36%のまま、据え置きが決定しています。健康保険料は全国的にみると引き上げ、引下げと様々ですが、事業主の負担は高止まりが続くことになりそうです。

●健康保険料率 ※令和5年3月分より変更

—協会けんぽ 保険料率(労使トータル)—

埼玉	9.82%(引き上げ)
千葉	9.87%(引き上げ)
東京	10.00%(引き上げ)
神奈川	10.02%(引き上げ)

●介護保険料率 ※引き上げ

—協会けんぽ 保険料率(労使トータル)—

全国一律 **1.82% (40歳—64歳)**

健康保険組合の各保険料率は、組合ごとに異なるので、それぞれの健康保険組合に、ご確認下さい。

高齢者雇用の情報サイト「高齢者雇用対策ラボ」が公開されています

厚生労働省は、高齢者雇用対策の情報ポータルサイト「高齢者雇用対策ラボ」を公開しました。事業主に課されている義務や努力義務、相談支援や仕事のあっせんサービス、助成制度など、高齢者本人のみならず、企業や自治体にとっても役立つ情報が掲載されています。高齢者雇用に悩む企業にとっては、推進事例等を公表している「70歳雇用事例サイト」((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)とあわせて、情報収集に使うことができそうです。

●トラブルを防ぎ、意欲を引き出す体制づくりを

高齢者雇用には、働き手確保というメリットがある一方で、気をつけたい点もあります。例えば、負担を減らしつつ、意欲を引き出すような賃金や仕事内容をいかに設定するのか、働き方への要望にどの程度応じるのか、若手やミドル層とのバランス調整や、加齢に伴う変化を意識した労働災害対策なども必要になると思われます。

情報サイト等を活用して、高齢者に生き生きと働いてもらうための体制づくりを進めていきましょう。

●厚生労働省「高齢者雇用対策ラボ」

<https://www.kourei-koyou.mhlw.go.jp/>

●(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構「70歳雇用事例サイト」

<https://www.elder.jeed.go.jp/>

令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方

厚生労働省の基本方針

令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、マスク着用は個人の判断に委ねることになります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるようにします。

事業者における対応

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものですが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。各業界団体においては、「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知します。

そのうち、「日本百貨店協会」、「日本チェーンストア協会」、「日本フランチャイズチェーン協会」など、12の小売業界団体はマスクの着用に関するガイドラインを見直しました。2月24日、12の団体は、3月13日以降、統一的なマスクの着用の推奨をやめ、個人の判断に委ねるとする方針を示しました。ただ、事業者の判断として、感染対策や事業上の理由などで利用者や従業員にマスクの着用を求めることは許容されるとしています。その上で、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「5類」に移行する5月8日をもってガイドライン自体を廃止するとしています。

このほか、業界ごとのガイドライン(合計195)のうち、オフィス、製造事業場などは見直したガイドラインを公表し、換気などの感染対策は残しつつも「マスク着用の徹底」という記述を削除したり、「必ずしも着用を呼びかける必要はない」などといった記述を新たに加えています。航空機の中でのマスクの着用については、業界団体の「定期航空協会」が3月13日から『乗客や従業員、個人の判断に委ねる』としています。

また映画館のほか、学習塾や旅館、ホテル、結婚式場、クラシックの公演などや、外食業者でつくる全国生活衛生同業組合中央会は政府の方針に沿う方向です。3月13日までにガイドラインを見直したり、加盟店に新たに通知を出したりすることを検討しています。

マスク着用が効果的な場面(厚生労働省方針)

高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面では、マスクの着用を推奨します。

通勤ラッシュ時など、混雑した電車、バスに乗車する時 ⇒概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除きます。

医療機関を受診する時

高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する**医療機関や高齢者施設などへ訪問する時**

新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策として**マスクの着用が効果的です。**

症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方、同居する家族に陽性となった方がいる方は、周囲の方に感染を広げないために、外出を控えてください。**通院などでやむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。**

医療機関や高齢者施設などの対応

高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などの従事者の方は、**勤務中のマスクの着用を推奨しています。**

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありますが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、**利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。**